

平成 27 年度第 3 回茨木市立保育所の民営化
に伴う移管先法人選考委員会

議事要旨

- 1 日 時 平成 27 年 6 月 25 日（木）午後 6 時 27 分～午後 8 時 38 分
- 2 場 所 茨木市役所 南館 3 階 防災会議室
- 3 出席者（順不同）
 - (1) 選考委員会委員（◎は委員長）
◎小田委員、新野委員、齊藤委員、吉村勝樹委員、岡委員、吉村文男委員、
松岡委員、赤土委員、楚和委員
 - (2) 事務局
佐藤こども育成部長、中井保育幼稚園課長、
瀧川民営化担当参事、岸本課長代理、大石主幹、佐竹副主幹、千葉副主幹
北川指導主事、西田保育幼稚園課職員
- 4 案 件
 - (1) 応募法人の資金計画及び経理状況等について
 - (2) 応募法人の選考（予備審査）について
 - (3) その他
- 5 発言要旨

委員長： ただいまから第 3 回選考委員会を開催させていただきます。
本日は、お忙しい中ご出席をいただきまして、委員の皆様方ありがと
うございます。

委員全員が出席されておりますので、会議は成立いたしております。
案件の審議に入ります前に、事務局から配付資料の確認をお願いいた
します。

事務局： 【配布資料の確認】

委員長： ありがとうございます。

それでは、本日の案件の審議に入りたいと存じます。

まず、第 1 の応募法人の資金計画及び経理状況等について、A 委員に

分析をしていただいておりますので、その結果のご説明をお願いしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

A委員： それでは、各法人に提出いただきました、決算書類、計画、追加資料等を含めまして、3法人の経営基盤について分析させていただきましたので、そのご報告をさせていただきます。

経営基盤に関する分析ということで、まず継続性以外は、過去の実績に基づいて分析しています。継続性の判定資料というのは、将来の計画を分析していますので、そこは大きく2つにわけて分析させていただいておりますので、まず継続性以外の指標についての分析ですけれども、3点、基本的な注意事項というか、ポイントがございます。分析の対象にしています決算資料ですけれども、基本的には、直前の27年3月、26年度ですね。この資料を中心に評価をさせていただきます。

2つ目のポイントですけれども、その直前期を中心に評価しているんですけれども、ちょっと数字上、もう少し突っ込んで調べたほうがいいなと思われるところに関しては、さらに過去2期間分の資料をいただいておりますので、それについても追加で調べるというやり方をさせていただいております。

それから、一つ注意点になるんですけど、3つ目です。標準指標は、60人以上の規模の保育所の全国平均、全国でも全ての施設ではないんですけれども、1,264施設のデータを福祉医療機構が持っているので、そのデータが公表されています。その数値を標準指標、としています。ただし、介護など、保育事業以外にも実施されている法人の場合、経営基盤の指標は、安全性と収益性に関しては、法人全体で評価するというふうになっていきますので、若干そこは他の事業の影響も受けますので、そこも考慮したほうがいいということで、そういった法人の場合は、保育所事業だけで見たらどうなるかというのも、追加で調べさせていただきます。

以上、3点が継続性以外の指標についての基本的なポイント、注意事項になります。

その他、独立行政法人福祉医療機構により編集された標準指標等に基づいて説明。

委員長： ありがとうございます。

財務諸表面について、ただいまA委員から詳細にご説明をいただきました。非常に、ご本業がお忙しいだろうと思われる時期に、膨大な時間をさいていただきまして、詳細にかつ非常にわかりやすくご説明をいただきまして、委員会を代表して、厚く御礼を申し上げます。ありがとう

ございました。

それでは、委員の皆様方、改めまして、ただいまご説明をいただいた内容につきまして、何かご質問などございましたら、お尋ねいただきたいと思いますがいかがでございましょうか。

各委員： 【 質疑 】

B委員： この資料で、ちょっと経理のことと関連するのですが、A法人がこの4月に開園された保育園の運営状況を見せてもらったら、乳児は待機児解消とか色々な意味で、0から2歳は定員が埋まっているんですけど、3、4、5歳児を見たら、5歳児が一人しかいないというあたりで、実際、この4月に開所して、幼児の数が少ない。そのあたりで何かニーズはあるのですか。この保育園について、そのあたりの情報は、何か把握されていますか。

事務局： 大体、新設の保育園を建てられたときは、どこの法人、どこの園でもこういうような傾向が見られます。

B委員： 新しく建てたときは、そうなのですね。乳児はいっぱい。

事務局： そうですね。低年齢にいくほど、たくさん入られていまして、3、4、5歳は既にどこかの園に就園されている可能性もありますし、特に5歳というのは、就学前一年ですので、必ず保護者のかたは、どこかへということで預けられますので、これは、保育園だけに見られる現象ではないと、こちらのほうは思っております。

B委員： 今年4月に開園したところは、ほかにあるのですか。

事務局： 4月に開園したところはここだけ。

B委員： ここだけですか。将来は、地元の方、地域住民の中で幼児のニーズは高いのですか。その把握はされていますか。

事務局： 昨年度、2回ほどしていますけれども、やはり徐々に充足されているというような状況になっていますので、初年度に限っては、やはり幼児のところは少し定員に満たないというのは。

B委員： 実際、子どもたちは、一年ずつ上がっていくので、ちょっとずつ年齢がずれていくので、今、4歳児は9名だから、この子たちが5歳になったら9名プラスアルファになるのですね。

ただ、今の状況的には、まだ、幼児の確保というのは、ちょっと難しいのかな、そうですね。

事務局： はい。

B委員： A法人の事務費のあり方ですが、それは、例えばペンキを塗るとか、建物の修理とか、保育所を移管するにあたって、ちょっとこのところを修理してほしいとか、いろいろ移管された法人さん意見が出ますよね。

そのあたりでの予算って決まっていたよね。移管するための準備金というんですか。

事務局： 補助金として500万円まで支給します。

B委員： そうですね。500万円あるのですよね。それが1年ごとに、それとも1回ですか。

事務局： 1回で500万円までです。

B委員： それは、事務費じゃなくて、ペンキを塗るとかいろいろ、するための準備金ですか。

委員長： 財務会計は、審査基準の一つでございます。それ以外にも保育の内容とか法人の基本的な方針とかも判断の材料になります。資料に書いてあることですがけれども、時間もございますので、会計以外の点に範囲を広げて資料をお読みいただき、何か確認すべき点や自分で判断をご修正されるに当たって、より深めておきたい点などがございましたら、合わせてその点も議題にしたいと思っております。財務会計についても、もちろんお尋ねいただいて結構でございますけれども、もう少し幅広い観点から、この後議題の2番目で予備審査をしていただきますので、その決定をするに当たって、確認すべきこと、幅広くお尋ねいただきたいと思っております。

B委員： 今度、19か園が認定こども園になったということで、19か園の中に、それぞれの法人の保育園が、一部含まれている。

その保育部分と教育の部分が入っていると思っておりますが、認定こども園になったら、いろんな形で、1号、2号、3号認定のお子さんが出て、応募法人運営園児童数等一覧表を見ると、3、4、5歳というのは2号認定された子が入っていますよね。

それで、教育部分と、保育部分と合同で保育士を配置されている法人と、分離されて保育士を配置されている法人とがある。

だから、認定こども園というシステムとの絡みで、保育部分と教育部分は、合同で見ていくのか、分離するのか、そのあたりは把握されていますか。

どうして分けているところと、実際、1号、2号、3号認定の子どもがいる、それは分かるんですけども、だけど、保育士等の資格の問題など、認定こども園に向けて、いろいろ課題があるのは事実だと思うんですけども、まだ始まったばかりなのですけども、そのあたりのことで、もし分かればいいのですけれど、どうですか。

事務局： 実際のところは、具体的に確認をさせてもらっていないので分からないのですけれども、3、4、5歳の教育活動を行う上では、1号か2号の子どもを区別するのではなくて、一体の一つの学級として運営してい

くということになっているので、そういう考え方に基づいて、A法人は、このような書き方になっているのかも知れません。

B委員： そうですね。1号認定の子どもは、4時間保育だから途中で帰りますよね。一緒に生活していて、ご飯を食べたらその子たちは帰る。あと、残る子どもは、2号、3号認定の子たちですね。

事務局： そうです。

ですから、1号と2号の子どもが混在する学級、35人の学級を作って、そこで教育活動をするというふうに思いますので、そのうちで1号の認定を受けた、教育の時間だけを支給を受ける子どもさんは、教育の4時間で帰られるということです。

B委員： ただ、3法人のうち2法人になるのだから、いずれかの認定こども園は、視察に行きますよね。そのときに、また状況を確認できるかなとは思いますが、そうですね。

委員長： 資金計画、経理面も含めまして、その他の選考項目に関して、何か気になる点とか、評価に迷う点とか、具体的には次の予備審査を念頭に置いて、確認すべき点がございましたら、この時間にご質問をいただきたいと思いますがいかがでしょうか。

各委員： 【意見交換】

B委員： この3法人、保育内容についても見させていただきました。この書類を見て、C法人は、民間保育園の独自性というのをかなり出している中で、その中で特別保育、英語、サッカー、水泳を取り入れている。

だから、多分、前回の民営化から、年数が経って、やはり独自ものを出していったのかなという感じが、この保育の中身にも反映されているのかなというのは、すごく感じます。

A法人は、食育とか土地を持って、本当に積極的に学童も受け入れるとか、本当に前向きにやっている、その辺は、物すごく伝わってくるんですね。

B法人も、食育ももちろんそうだし、保育環境とか、それから、私は乳児保育の専門として、1歳児、2歳児の、20人、30人の子どもたちに、どういう保育をしているのかというのは、物すごく大事なところって思っているんで、その視点で見ても、やっぱりB法人は、担当性とかしっかり子どもと向き合っているとか、やっぱりそういうのは、見ても伝わってくるんですね。

C委員： 今、お聞きしまして、言えることは、法人の情報というところでお聞きして、大分左右されるところがあるんですけども。

今の審査は、やっぱり今ある中での書類の審査ということのをベースに

しなければならぬのかなと思いますので、そういう形で選考すべきではないかと思えます。

実際に見ていただいて、思っておられることは参考にはさせてもらいますけれども、やっぱり情報はかたよっていますので、同じような情報があればいいんですけれども、その情報の何をベースにするかといったら、やはりこの書類しかないと思えますね。こり書類をやはりベースにすべきかなとは思いますが、ここに書かれていることの中に、例えば、積極性とか意欲とか、今の公立の内容をしっかりと引き継ぐとか、そういう思いをくみ取らなければならぬのかなと思えます。

実際に、移管を受ける場合になったら、当然行政は行政の責任でやっていかなければならぬと思えますので、今、いろいろ苦情とか不満が出ている部分については、行政は責任を持ってやっていくべきだと思いますので、その辺は行政として受けなければならぬと思えますけれど、今回の選考に限っては、ちょっと情報にかたよりがあろうと思うんです。次回の参考にはさせてもらいたいと思えますけれども。

委員長： その他、何か予備審査に向けて、確認しておくべきことや疑問の点などございましたら、時間も大分たっておりますので、余り時間はとれませんけれども、ご発言いただきたいと思えます。

D委員： C法人の延長保育料が、有料とだけ書いてあって、ほかの法人は、一応料金を書いてあるんですけれども、C法人だけ有料だけしか書いてなくて、詳しい料金が書いていないんですけれどいくらか分かりますか。

事務局： 公立をそのまま引き継いでもらっているところなので、5年間はそのまま。

委員： 今現在の本園の延長料金は、いくらですか。

事務局： 各園で、保育園ごとで決めていただいていることになりますので。

D委員： 実際、この料金は、やっぱり子どもが通っている以上、時間帯によっては必ず払わないといけない料金になってくると思うので、これが大きいところは苦しいしというのが知りたかったんです。5年間は、公立のままの料金でも、5年以降は分からなくなる。5年間経っても、まだ兄弟がそのままいたら、民間の料金で払わないといけなくなるので。

委員長： ほかに何かございませんでしょうか。

E委員： C法人の書類を見せていただいたら、職員の採用方法が書いてある中で、3法人とも書き方がいろいろ違いますので、単純に比較はできないんですけれども、グループトーキングという方法でいわば、アサーティブみたいなことをされるというのは、今までにない採用試験の方法で、これはなかなかいいやり方をしようとしているなという、そういう感

想を持ちました。

ほかのところは、個別面接とか小論文とか、音楽とか美術とか、そういう技術面の試験をする。C法人は、そういうグループディスカッションのようなことを取り入れて、新しい方法なのかしらと思ったわけです。

そういうことしか言えません、いいとか悪いとかは言えない。特徴的なこと、ちょっと、気づいたことを言わせていただきました。

事務局： 先ほどのC法人の延長保育料の件ですけれども。

【C法人の各保育園の延長保育料を紹介】

委員長： ありがとうございます。

それでは、時間も大分進みましたので、案件2の応募法人の選考、予備審査でございますが、そちらのほうに進ませていただいてよろしゅうございますでしょうか。ご判断に必要な情報は整いましたでしょうか。

各委員： 異議なし。

委員長： それでは、予備審査に進ませていただきますが、その方法や公表の仕方などについては、既に前回の委員会において各委員さんの合意をいただいたところでございます。

今回、移管先法人として、3法人から応募がございましたので、本日の予備審査につきましては、本審査に進まない、この時点でご遠慮いただく法人を一つ選ぶということになります。

その選考方法につきましては、予備審査評価表に、本審査に進まない法人、ご遠慮いただく法人の選考結果欄にチェックの印をつけていただくということになります。

その集計結果につきましては、予備審査の結果の公表との整合性を考えまして、ホワイトボードに記載する形で、この委員会内では発表をいたします。

委員会の中での選考結果の透明性を確保するために、この場において、法人名と委員名を明らかにして、各委員の判断結果が、委員相互の間では判明するという形にして、そういう判断に至った経緯、判断根拠などについて意見交換をする時間を持ちたいと思います。それは、会議録に残りますので、そういう形で公表されるということになろうかと思えます。

こういった予備審査の方法につきまして、ご質問などはございますでしょうか。一応、こういう考え方については、前回合意をいただいておりますけれども、具体的に本日これから予備審査を行います、何か手続、流れなどの点について、疑問の点がございましたら、お伺いしたいと思いますがいかがでしょうか。

各委員： 異議なし。

委員長： よろしいですか。

それでは、ただいまから、応募がありました3法人のうち、本審査に進む2法人を選考するために、その選にもれる本審査の対象としない法人にチェックをつける形で選考をいたしたいと思います。

各委員の皆様方には、予備審査評価表、お手元にあると思いますけれども、本審査の対象とならない法人名の横の結果欄に一つチェックの印をつけていただくようお願いいたします。

作業のほうを開始してください。

記入、終わりましたでしょうか。それでは、事務局のほうで回収をしてください。そして、その結果をホワイトボードに記載していただきます。

その間、5分程度休憩ということにいたしたいと思います。

(休憩)

委員長： それでは、お揃いになりましたので再開いたします。

予備審査の結果について、ご報告願います。

事務局： ホワイトボードにより予備審査の結果を示す。

(A法人 4票、B法人 1票、C法人 4票)

委員長： ご覧のとおりでございます。この結果、A法人とC法人が同数になりますので、再度選考を行います。

各委員： **【意見交換】**

B委員： 迷ったんですね。経営の部分が、どうなのかなということですね、安定性という部分もやはり保護者のかた、皆さんが一番心配しながら保育をするということが、どうかという思いもあって、迷いながら選んだんですね、何か、本当に迷います。

C委員： 今日の経営の基盤ということで説明をしていただきまして、その判断が大分あって、こういうことになっていると思うんです。

その中で、当然行政の責任が保育ということに対してはありまして、経営が危うくなった、つぶれてしまったということで、子どもたちに支障が及ぶということは絶対あり得ないように、行政が責任をもってやらなければならない、その辺も一つ判断材料にしてもらったらいかなと思います。

確かに、法人としての経営の状況を見たら非常に悪いと、これも重要な要素ですけれども、それだけではなく、今、法人がやっている保育の内容、質、子どもや保護者に対してどんな安心感を与えているかというのは、これは書面でしか分からないところもありますので、その辺でや

っぱり判断してもらうことも一つ重要なと思いますので。

ただ、経営に関しては、危ないというところは、危機感を持ってもらうのはいいのですが、その分は、子どもに対して支障が及ばないというところは、行政が責任を持ってやりたいというのは、判断材料にしてもらったらいと思いますので。

各委員： 【A法人とC法人を対象に再度選考】

選考の結果、A法人 4票、C法人 5票

委員長： それでは、こういう結果でございますので、ご遠慮いただくべきという意見が5人の委員からC法人に集まりましたので、最多となります。

したがって、本審査に進む法人は、A法人とB法人という結論になります。

あとは、この結果をどう公表するのかということを確認する必要がありますので、再度、今後の公表についてご説明をお願いいたします。

事務局： それでは、まず予備審査の結果公表の流れについて、ご説明させていただきます。

まず、本日の予備審査の結果につきまして、委員長から市長にご報告させていただきます。例年、文書で報告をいただくという形をとっているのですが、今、決まったところですので、それと文案のほうは、ご用意させていただいていませんので、委員長に一任をさせていただいてよろしいでしょうか。

委員長： 市長にご報告する文面につきましては、委員長にご一任願えますでしょうか。

各委員： 異議なし。

委員長： ありがとうございます。それでは、そのように取り計らわせていただきます。

事務局： その後の流れとしましては、委員長からのご報告をいただいて、本日の予備審査の結果について、市長から各応募法人に通知するという流れで進めさせていただきます。

その一連の決裁手続を明日から進めさせていただいて、早ければ明日中、遅くとも月曜日には通知を各法人に送らせていただいて、同時にホームページで公表させていただきたいと考えております。

ホームページでの公表の方法につきまして確認させていただくために、いま一度説明させていただきますけれども、公表の方法につきましては、前回の選考委員会で公表のイメージということでご説明をさせていただいておりまして、あちらのホワイトボードに記載しております予備審査の最終結果を、法人名を今はそのまま書いていますけれども、A

法人、B法人、C法人と記載させていただきます。

また、各委員のお名前も今は、普通にかかせていただいておりますけれども、A委員、B委員、C委員という形で順番に書いていきまして、最後がI委員という形で公表させていただきます。

各委員の皆様がおつけいただいたチェックにつきましては、そのままレ点という形で公表させていただきます、C法人の行にグレーの網かけをさせていただきます、注釈ということで、網かけ以外の2法人が本審査の対象となる法人であること、また、この選考結果そのものが、現在の法人を直接評価するものではございませんと、一文を付記させていただきます。

公表の流れとイメージにつきましては、説明は以上です。よろしくお願ひします。

委員長： ご了解いただけましたでしょうか。ご質問ございませんでしょうか。

各委員： 異議なし。

委員長： それでは案件の2番を終了させていただきます。

次に案件3「その他」でございますが、各委員のほうから、何かご発言ございませんか。

委員長： それでは、ほかの委員からご発言がないようでしたら、事務局のほうから何かご連絡はありますでしょうか。

事務局： 本日は、A委員におかれましては、応募法人の資金計画及び経理状況につきまして、お忙しい中、ご分析をいただきまして、本当にありがとうございました。

また、各委員の皆様におかれましては、予備選考につきまして、慎重なご審議を賜りまして、本当にありがとうございます。

今後の日程でございますけれども、次回の選考委員会につきましては、法人が運営する施設の視察及び当該施設へのヒアリングということになります。

日程のほうにつきましては、本日ご選考いただきました2つの法人と直ちに調整をさせていただくこととなりますけれども、開催日時のほうは、7月6日の月曜日、それから翌7日の火曜日を予定しておりますので、よろしくお願ひします。どちらの日も午前9時半に現地のほうに到着する予定としておりますので、よろしくお願ひいたします。時間のほうは、午後11時30分ごろまでということで考えておりますので、よろしくお願ひします。

それから、現地に向かう手段といたしましては、こちらのほうで公用車のほうをご用意させていただきますので、出発は開始時間の30分前、

午前9時ということで、本館東玄関の前に公用車を回らせていただきますので、そちらのほうでご集合いただくということでお願いしたいというふうに思います。

また、開催通知のほうにつきましては、追ってご案内をさせていただきますので、そちらのほうでいま一度ご確認くださいということでよろしくお願いたします。

以上でございます。

委員長： ありがとうございます。

本日の案件は、全て終了いたしました。

これをもちまして、第3回選考委員会を終了させていただきます。長時間にわたって、委員の皆様方、大変ご苦労さまでございました。

—了—